

石油コンビナート等防災体制検討会（第2回）議事概要

- 1 日 時：平成24年9月11日（火） 14：00～16：00
- 2 場 所：経済産業省別館 1028号会議室
- 3 出席者：（委 員） 浅本委員、阿部委員、石井委員、伊藤委員、岩岡委員、
越谷委員、小林委員（座長）、白木委員、白井委員、
塚目委員、土井委員、中野委員（代理：吉賀氏）、
中村委員（座長代理）、村上委員、森委員、吉田委員
（オブザーバー） 内閣府（防災担当）菅原、
経済産業省野村、沼舘、福原、
国土交通省平井、海上保安庁石上、
市原市消防局東田
（消防庁） 渡辺特殊災害室長、古澤課長補佐他

4 議事概要

事務局より資料に基づき検討事項等の説明を行った。

【各委員の主な意見】

- 資料2の4ページで、510番タンクからアスファルトが海上に流出したとのことだが、どの程度の量のアスファルトが流出したのか。
→ 今、資料がないので分からない。
- 東日本大震災、当日の連絡通報手段、情報収集手段はどの様なものだったのか、電話は使用できたのか。また、非常通報設備のホットラインは使用できたのか。
→ 消防は無線を持っており、無線は使用できた。緊急消防援助隊の派遣等により、無線の輻輳はあったが、使用することができた。事故対応では携帯電話を使用する場面が増えてきたが、震災では使用できずに困った。ホットラインは専用線なので、通常に作動したと思う。
→ 県は、一般電話、防災行政無線で関係機関と連絡を確保できた。事業所同士の連絡は、電話ではうまくいかなかったという報告があった。携帯電話で災害時優先電話に登録しているものは、連絡が確保できたとの報告があった。

- 大容量泡放射システムについて、使用を決めた後に不使用としたのは、誰に最終的な決定権があったのか。
 - 消防局内の警防本部が使用を決定し、関係機関に要請したと聞いている。大容量泡放射システムの輸送路で地震により渋滞が発生し、警察による誘導もできなかったこと等から到着まで時間を要した。その間に海上保安庁等の船舶により冷却散水が行われ、大容量泡放射システムを使用しなくてもよいのではないかと現場指揮本部で判断し、不使用とした。

- 周辺消防本部への応援若しくは緊急消防援助隊の要請は行われたのか、その際どこを通じてどこへ行ったのか。
 - 石油コンビナート等防災本部から緊急消防援助隊の要請を行ってはいない。

- 消防庁から自主的に緊急消防援助隊を派遣したということか。要するに消防庁長官からの指示で派遣を行ったということか。
 - 消防庁長官からの指示で三重県隊、横浜市消防局へ派遣を依頼している経緯はあるようだが、もう少し記録を整理して報告したい。

- 消防艇等の応援の状況、どの様に情報が流れて、どの様に応援を行ったのか調べておく必要がある。

- 資料3で、現地連絡室というものを作ったということだが、石油コンビナート等災害防止法では石油コンビナート等現地防災本部というものがあるのだが、新たに現地連絡室を作った理由は何か。
 - 現地連絡室とは、現地防災本部を設置する前段階と考えている。実際に現地連絡室に集まる関係機関は、現地防災本部の構成員とほぼ同様の関係機関が集まってくる。その中で現地本部の設置が必要か協議を行うことになると思う。

今回の事故で現地防災本部を設置しなかった理由は、早い段階から被害の拡大のおそれなくなったということと、消防本部へ確認したところ広域の応援は必要がないとの回答があり、防災本部については県の本部の方で一律で対応できるのではないかと判断から設置しなかった。

- 現地防災本部を設置しなければ対処できない事案ではないと判断し、連絡室としたということか。
 - そのとおりと考える。

- 発災直後の連絡で、電話は使用できたのか。
 - 発災直後の連絡はできた。連絡したが、情報がなかなか入ってこなかった。電話をすると事業所の総務の渉外担当がでて、安全衛生であるとか製造の担当者は他に取られての対応であったと思う。

- 現地連絡室は県が取り仕切るということでよろしいか。
 - 現地連絡室の仕組みを作ったのは県を中心に作った。現地連絡室は県が仕切りたいが、県庁から現地まで1時間半から2時間弱かかるので、初動の時間は県が不在の時間になってしまうという状況。

- 本検討会では住民避難、住民第一ということで検討を行って欲しいと思う。その際には、資料4で説明したように被害想定をしっかりとやって、その対策を考える、住民避難、住民の視点に立った被害想定を行って欲しいと思う。
 - コンビナート災害以外の災害だと、県がそれぞれの地域で被害想定をハザードマップの様に具体化し、市町村がどこに避難所を設けて、どの様に対策を行うか、地域防災計画に盛り込んでいく。そういった想定を国が音頭を取って具体的に進めて欲しい。その際には、3つのことを考えなければならぬと思う。一つは、危険の種類、有毒ガスか、火災の延焼か、爆風等か等々、危険の種類によって対策・対応が異なり、住民の危機感も変わってくる。二つ目は、危険の範囲、地図上に記載していく作業が必要である。三つ目は、危険の種類に対応した住民の対処法、どこへの避難が必要なのかということ。こういうことを盛り込んで検討して欲しい。
 - 県の話しを聞いた中で考えたのは、事業所から市町村への連絡体制について早急に考えなければならぬと思う。原子力発電所では、事業所が市町村の担当者の携帯電話等に直接連絡するという手段を駆使していると聞いているので、そのような連絡体制というものも考えて欲しい。
 - 非常に適確な指摘であるので、念頭において作業を進めたいと思う。なるべく住民にも分かりやすい形で情報提供を行うという視点で進めたいと思う。

- 資料4の2ページの(3)災害から保護対象を守るための方策について、ソフト面は記述されていないこともあると思う。石油コンビナート等災害防止法でいえば防災規程、消防法でいえば予防規程、高圧ガス保安法でい

えば危害予防規程、これらに保護対象を守るための方策として記入した方がよいのではないか。

また、4ページの(3)①の災害発生危険で、タンクのスロッシングについて記載されているが、平成17年4月から十勝沖地震を踏まえて消防法で浮き屋根の耐震基準を設けており、耐震基準が施されているタンクとそうでないタンクとを同じように評価しないようお願いしたいと思う。

- 今までは石油コンビナートの災害対策は3つに分かれていて、まず1つ目は消防法や高圧ガス保安法により、火災の発生・拡大防止がある。初めはこれしかなかったが、石油コンビナート等災害防止法ができて、2つ目と3つ目ができた。2つ目とは石油コンビナートのような多くの危険物等がある所で、災害の発生・拡大のための対策であり、3つ目は災害が起きた時には、県が中心となり、皆で応援し対処する。

今回の東日本大震災を見ていると、新しくもう1つが必要だと思う。4つ目というのは何かというと、石油コンビナートと市街地等との緩衝地帯となる空間。空間が十分にあれば、複合災害等で他に注力しなければならない事案に対応している間も、周辺地域への影響を緩和することができる。緩衝帯の義務付け等も考えるべき。

- 緩衝帯の設置は、中長期的には最善な解と思う。当面の人命確保策と併せて考え方をうまく表現できるよう工夫したいと思う。

－以上－